

大阪・関西万博の関係者等に係る特定活動告示等の一部改正案の概要について

1 改正の趣旨・目的

令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の関係者であって、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が適当と認めるもの及び当該外国人の配偶者又は子について、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することができるよう、以下について一部改正するほか、所要の規定の整備を行おうとするもの。

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）」

「出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号。以下「特定活動代理人告示」という。）」

2 改正の概要

（1）特定活動告示の改正

ア 大阪・関西万博の関係者であって、博覧会協会が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動を規定する。

イ また、上記アの活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動を規定する。

（2）特定活動代理人告示の改正

ア 特定活動代理人告示においては、特定活動告示に基づいて法務大臣が指定する活動に即して、在留資格認定証明書交付申請の代理人となることができる者を定めているところ、「特定活動」の在留資格で上陸しようとする上記（1）アの活動を行おうとする者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人として、特定活動告示第十三号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、博覧会協会の職員又は大阪・関西万博の関係者であって、博覧会協会が適当と認めるものを規定する。

イ また、上記（1）イの活動を行おうとする者にあっては、上記（1）アの活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者を規定する。

（3）その他

東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の大会関係者等について前記（1）及び（2）と同様の措置を講じていたところ、これに関する規定を削除する。

3 今後の予定

公布日：令和4年9月中旬

施行日：公布の日